

意匠制度(デザイン)



杉山 務

28年度【知的財産法】杉山 務

登録意匠第1号;雲井織

栃木県立足利工業高校に保管されていた意匠登録第1号「雲井織(織物)」平成14年に発見され、特許庁にも保存されていない、非常に貴重な資料を展示



意匠条例(明治21年)

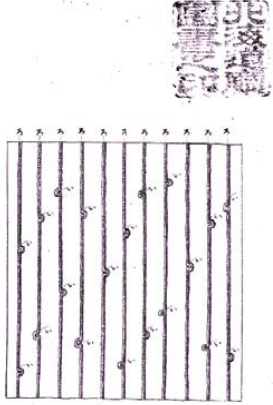
第21条

登録意匠の専用権を侵したる者は其意匠主に対し損害賠償の責に任ずべし

* 民法の施行は明治31年

意匠登録第1号「雲井織」

平成20年発明の日記念展示



織物機ノ意匠 須永由兵衛

織物機ノ意匠ノ特許ノ存続ニ関スル事
 明治三十二年五月廿一日特許官報第...号ノ特許第...号ノ特許存続ノ事
 特許官報第...号ノ特許第...号ノ特許存続ノ事
 特許官報第...号ノ特許第...号ノ特許存続ノ事
 特許官報第...号ノ特許第...号ノ特許存続ノ事
 特許官報第...号ノ特許第...号ノ特許存続ノ事

知的財産権の種類

創作意欲を促進(保護) 知的財産権 信用の維持を保護

知的創造物についての権利

特許権 (特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラムなどの精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50年)

回路配置利用権

(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

品種登録 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

営業秘密

(不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

営業標識についての権利

商標権 (商標法)

- 「商標」を保護
- 登録から10年(更新あり)

商号 (商法)

- 登記された「商号」を保護

著名な商品表示、商品形態 (不正競争防止法)

- 著名な商品表示等の禁止
- 原産地の誤認表示等の禁止

特許、実用新案、意匠、商標
 産業財産権という



意匠登録例



意匠登録第994835号 旅客車



意匠登録第1221547号
ポロシャツ



意匠登録第1236987号
包装用缶



意匠登録第1108500号 客船



意匠登録第1216465号 飛行機

5

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠制度

(1)目的

「意匠の**保護及び利用**を図ることにより、**意匠の創作**を奨励し、もって**産業の発達**に寄与することを目的とする」(意匠法第1条)

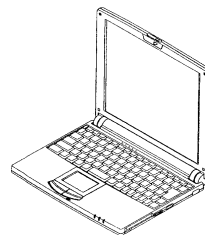
(2)保護対象

物品(物品の部分を含む)の**形状**、**模様**若しくは**色彩**又はこれらの**結合**であって視覚を通じて美感を起こさせるもの(意匠法第2条)

意匠登録第1063873号

意匠登録第1051125号

※登録された意匠の例



6

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠法が保護する意匠

1 物品性

物品に係るものであること
(有体物である動産)

(認められない例)

×土地建物などの不動産
(プレハブ住宅は可)

×噴水, 花火



×物品と離れたデザイン
のタイプフェイス, アイ
コン



28年度【知的財産法】杉山 務

7

意匠法が保護する意匠

2 形態性

物品自体の形態を有
するものであること

(認められない例)

・物品自体の形態ではないもの

×ネクタイの結び目, 靴ひもの結び目

×花のような形態
にしたリボン
(サービス意匠)



28年度【知的財産法】杉山 務

8

意匠法が保護する意匠

3 視覚性, 美感性

視覚を通じて美感を起こさせるものであること



×

対象外

・肉眼では物品の形態を認識できないもの
分子構造



×

 塩, 胡椒, 砂糖 (角砂糖は可)

9

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

新規なものであること

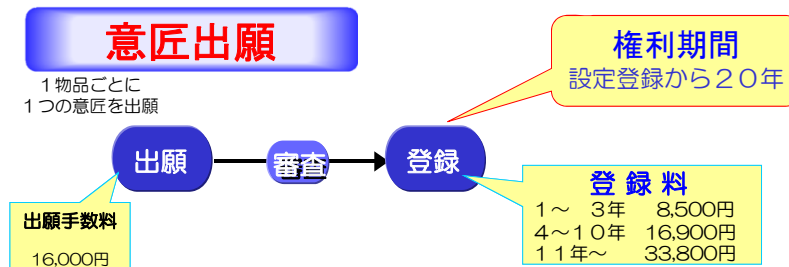
- 基本的に特許と同様
- 同一の意匠のほか, 類似する意匠は新規性なし

容易に創作できた意匠でないこと

意匠公報に掲載された先願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠でないこと

意匠出願

1 物品ごとに
1 つの意匠を出願



10

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

1. 工業上利用できること

量産可能なものであって、純粹美術品、自然物は工業的に量産できない「工業性のない意匠」となり、保護の対象にはならない

(認められない例)

×自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの



<工業性のない意匠の例>

純粹美術の分野に属するもの
自然の生み出した造形美



11

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

2. 新規性があること

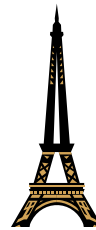
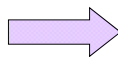
公然知られた意匠又は刊行物などに記載された意匠は、新規性のない意匠として、登録を受けることができない。また、公知となった意匠と同一の意匠だけでなく、類似する意匠も新規性がないとされる

3. 容易に創作できた意匠でないこと

新規な意匠であっても、創作性が低いと判断される意匠は、意匠登録を受けることができない



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

12

28年度【知的財産法】杉山 務

類似判断



13

28年度【知的財産法】杉山 務

似た形態



徳利と一輪ざし

14

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

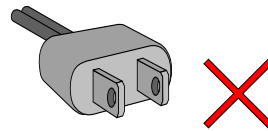
4. 公序良俗に反する意匠でないこと

- ・ 人の道徳観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせるもの
公益的理由から
- ・ 他人の業務に係る物品と**混同**を生ずるおそれのある意匠
(例えば他人の著名な商標など)

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠



大統領の像をプリントしたシャツ



プラグの形状

15

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠登録の要件

5. その他の不登録事由

模倣でなくても意匠登録を受けるためには、**最先の出願**である必要がある。

意匠権は1物品ごとに1つの権利が発生するため、**意匠出願は1つの意匠に対して1つの出願でなければならない。**



3つの工具を1つの意匠とすることはできない。
1つ1つの工具ごとに
出願する必要がある。

16

28年度【知的財産法】杉山 務

- 1 人工知能を搭載し、赤外線センサーで人間の動きを感知してお手をするなど、自在に動く猫の形をしたロボットおもちゃは、意匠権を取得できる。
- 2 紙のように折りたたんだり曲げたりすることができる、柔らかいフィルム素材で作られた表示部を有するテレビ受像機 は、意匠権を取得できる。
- 3 空き巣の侵入を感知するため設けられた防犯警報器が発するレーザービーム は、意匠権を取得できる。
- 4 裏面に細かな文字で約款が印刷されている為替手形用紙 は、意匠権を取得できる。
- 5 雪まつりのおみやげ用に販売されている、氷で作られたカップ は、意匠権を取得できる。

17

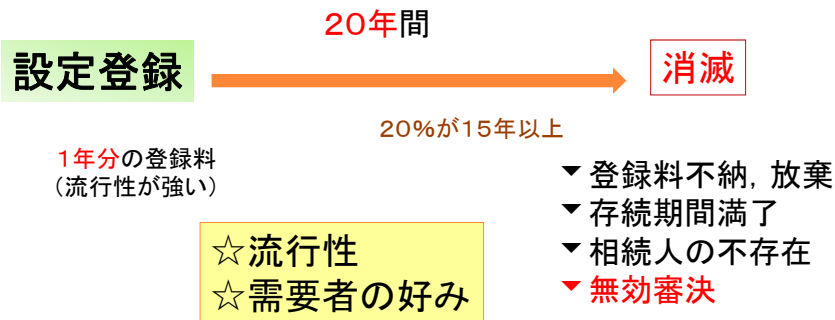
28年度【知的財産法】杉山 務

- 6 黄緑色と白色の異なる素材で縞状に作られたうどんは、意匠権を取得できる。
- 7 情報配信業者から提供され、インターネット上で取り引きされるデジタル画像は、意匠権を取得できる。
- 8 カンパリとオレンジジュースのように、比重と色の異なる2種類の液体を注ぎ重ねて二層状にしたカクテルは、意匠権を取得できる。
- 9 打ち上げられた花火模様は、意匠権の対象ではないが、打ち上げ用の花火玉は、意匠権を取ることができる。
- 10 土地や住宅は、意匠権の対象ではないが、プレハブ住宅は、意匠権を取得できる。
- 11 花のような形態にしたリボンは、一般には意匠権の対象とならないが、固定したほどけない花形のリボンは、意匠権を取得できる。

18

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠権の発生と消滅



19

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠公報の例

【発行国】【発行日】平成19年3月5日(2007. 3. 5)意匠公報(S)
意匠登録第1295634号【登録日】平成19年2月2日(2007. 2. 2)

【意匠に係る物品】電子ゲーム機用操作器

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1295422号(D1295422)
【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1295635号

【意匠分類】H7-122 【国際意匠分類(参考)】14-03, 16-05, 21-01

【出願番号】意願2006-11529 【出願日】平成18年5月2日

【創作者】芦田 健一郎 <他に5名あり>

【住所又は居所】京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1 任天堂株式会社内

【意匠権者】【識別番号】000233778【氏名又は名称】任天堂株式会社
【住所又は居所】京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

【審査官】江塚 尚弘

【参考文献】意登1295422 意登1295635

20

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠に係る物品の説明

【意匠に係る物品の説明】本物品は、TVまたはCRTディスプレイ等に接続されて使用される電子ゲーム機に用いられる。平面から見て下側部分に形成される凹部内に他の操作器を挿入して接続することができる。使用に際しては、右側面から見て右側部分に表れる取手を左右いずれかの手で把持することによって、把持した手の親指で取手の上部の上側部分に表れるジョイスティックを操作することができる。また、把持した手の人差し指で取手の上部の下側部分に表れるトリガーボタンを操作することができる。

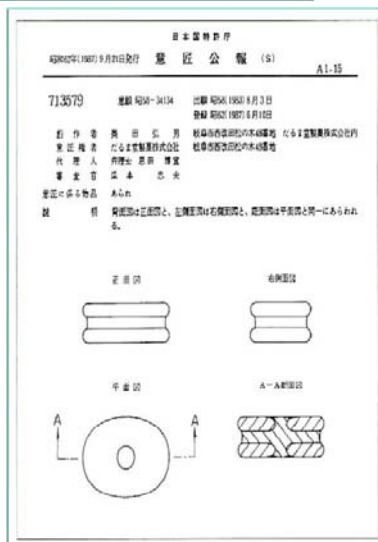
【意匠の説明】左側面図は右側面図と対称に現れるため省略する。

図面
【斜視図1】

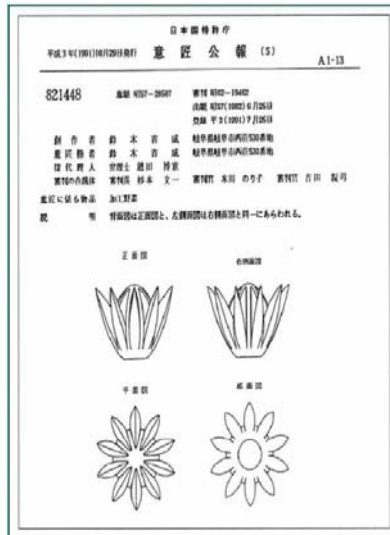


秘密意匠の意匠権は書式のみ掲載指定された期間、内容の実体的事項は掲載されない

▲登録第713579号「あられ」



▲登録第821448号「加工野菜」



▲登録第686031号「鞆用縁飾り材」



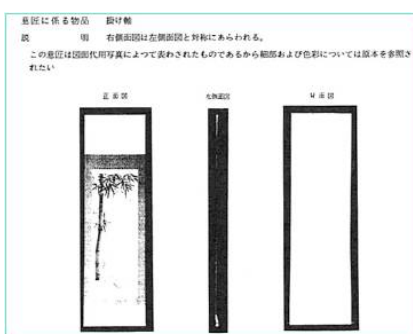
鞆の縁取りをするテープ
 使用状態によって長さが変わるものであるため長さが特定されない長尺材として登録

▲登録第562712号「爪切り器用ビス」



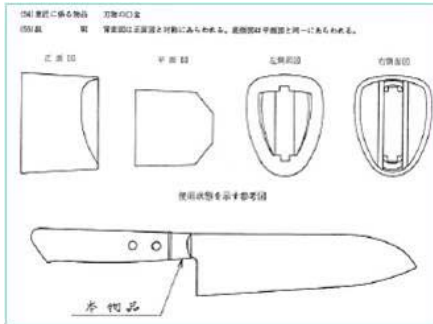
爪切り本体に押圧テコを係止するためのビス

図面代用写真



左:室内用吊下げ飾り
 上:掛け軸

▲登録意匠第933687号「刃物の口金」



包丁の刃の根元にとりつける口金の意匠

▲登録意匠第991397号「数珠用留め具」



数珠玉にフサを取付けるための留め具
意匠全体に新規性が乏しいときには、部品
に注目し権利化

25

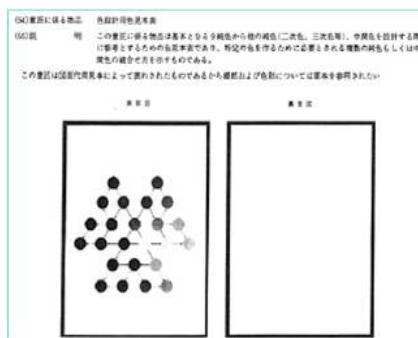
28年度【知的財産法】杉山 務

▲登録意匠第961647号「人形」



松ぼっくりや小枝から作られた人形の意匠; 自然物は登録の対象とならないが、ある程度同じようなものが量産可能であれば登録される。

▲登録意匠第1003732号「色設計用色見本表」

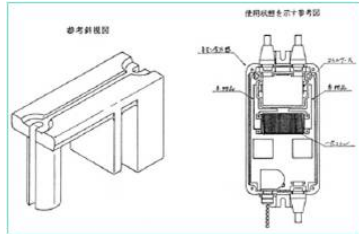


カラーコーディネートに使われるカラーチャートの意匠

26

28年度【知的財産法】杉山 務

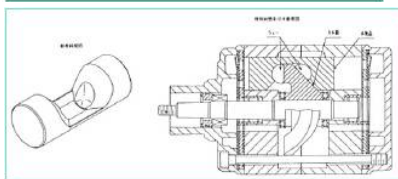
▲登録意匠第905308号「高周波コイルの鉄心」



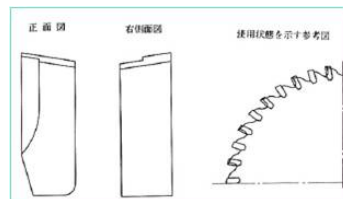
▲登録意匠第585796号「時計文字盤」



▲登録意匠第978626号「車両用エアコンディショナーの圧縮機のピストン」



▲登録意匠第885595号「チップソーのチップ」



27

28年度【知的財産法】杉山 務

▲登録意匠第814882号「はさみ用留め具」

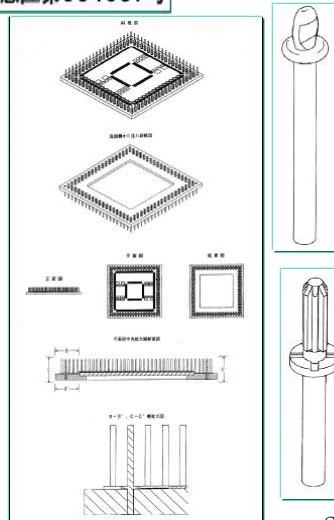


▲登録意匠第722632号「建物用シャッターの
スラット材」



回路用基板と接続ピン

登録意匠第954057号



28

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠制度の特徴

- ① 先願主義
- ② 審査主義
- ③ 世界公知
- ④ 部分意匠
- ⑤ 組物の意匠
- ⑥ 秘密意匠
- ⑦ 電子出願
- ⑧ 関連意匠
- ⑨ 早期審査制度
- ⑩ 意匠公報の検索

29

28年度【知的財産法】杉山 務



ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

30

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠制度

制度の目的：意匠の保護及び利用を図ることにより，意匠の創作を奨励し，もって産業の発達に寄与すること(1条)¹

「意匠」とは，物品（物品の部分を含む）の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて，視覚を通じて美感を起こさせるもの(2条)²

- ① 保護対象
物品性，形態性，視覚性，美感性
- ② 登録要件
工業上利用性，新規性，非容易性，最先出願，公序良俗要件，機能確保形状
- ③ 意匠制度
秘密，部分，関連，組物，全件審査，1年分登録料，特許とダブル登録あり
- ④ 登録対象
形状変化，操作画面，権利は類似に及ぶ
- ⑤ 手続
1意匠1出願，特許庁長官へ出願，全件審査，補正，分割出願，出願変更
- ⑥ 国際登録出願
英語で特許庁又はWIPO，1出願に100意匠まで，権利取得国を指定，国際公表

特許，実用新案と意匠の異同

- ・ 意匠権は，特許権や実用新案権と同様，創作を保護する制度
相互に出願変更が可能
- ・ 意匠権は，特許権又は実用新案権と併存可能（クロスサーチなし）だが，特許権等の後願である場合は，許諾なく実施できない。
- ・ 意匠出願は，出願公開されず審査請求も必要なく全件審査される。
- ・ 登録査定があると，1年分の登録料を納付することにより設定登録がされ，登録から最長20年間の保護期間を有する。
- ・ その他（特許制度とほぼ同じ）
職務意匠(15条3項；特35条)
共有者全員で出願(15条1項)
同日出願(9条2項)
出願の分割(10条の2)
パリ条約による優先権主張(15条；特43条) 優先期間6月

Q：特許庁長官が，特許出願の内容を最初に公開するのは出願から1年6月後であるが，意匠登録出願の内容を最初に公開するのは，いつの時点か。

1（目的）

第一条 この法律は，意匠の保護及び利用を図ることにより，意匠の創作を奨励し，もって産業の発達に寄与することを目的とする。

2（定義等）

第二条 この法律で「意匠」とは，物品（物品の部分を含む。第八条を除き，以下同じ。）の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて，視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において，物品の部分の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合には，物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて，当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。